【農地法第３条許可事務の流れ】

　・　農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きをご説明いたします。

　・　富士宮市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を**３０日**と定め、迅速な許可事務に努めております。

　　　なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

　　申請者の方の流れ

|  |  |
| --- | --- |
| 申請についての相談 | ※　農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。  　※　申請地及び所有農地の調査を行います。  　　［**富士宮市役所４階　TEL：0544-22-1193**］ |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請書の記入 | ※　申請内容に応じて申請書をご記入いただきます。  なお、申請書は農業委員会事務局またはホームページより様式のダウンロードができます。  ※　別添の添付書類一覧表をご参照ください（申請内容に応じて必要書類が異なります）。 |
| 必要書類の入手 |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請書提出前の再確認 | ※　記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。  　　 申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認ください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請書の提出／受付 | ※　農業委員会事務局までご提出ください。  　※　受付から許可書交付までの流れをご説明します。  　※　申請受付締め切りは毎月２０日です（２０日が休日の場合は前開庁日）。 |

　　農業委員会等の流れ （申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は

**３０日**です。）

|  |
| --- |
| 申請書の提出／受付 |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請内容の審査 | ※　申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第３条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。  　　　また、現地調査を行います。  ※　農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。 |
| 農業委員会総会  （毎月１０日頃） |

|  |  |
| --- | --- |
| 許可書の交付 | ※　受領のため印鑑を持参し、農業委員会事務局までお越しください。 |